

制定	平成14年	1月18日	近運旅二公示第	9	号
改正	平成14年	7月 1日	近運自二公示第	1	号
改正	平成16年	3月31日	近運自二公示第	69	号
改正	平成16年	4月 1日	近運自二公示第	73	号
改正	平成16年	7月27日	近運自二公示第	17	号
改正	平成16年	11月 8日	近運自二公示第	43	号
改正	平成17年	2月21日	近運自二公示第	60	号
改正	平成17年	4月28日	近運自二公示第	9	号
改正	平成18年	3月30日	近運自二公示第	63	号
改正	平成18年	9月29日	近運自二公示第	24	号
改正	平成19年	3月30日	近運自二公示第	54	号
改正	平成19年	8月13日	近運自二公示第	22	号
改正	平成20年	6月30日	近運自二公示第	21	号
改正	平成21年	3月11日	近運自二公示第	70	号
改正	平成21年	10月 1日	近運自二公示第	43	号
改正	平成26年	1月27日	近運自二公示第	50	号
改正	平成27年	10月 1日	近運自二公示第	27	号
改正	平成28年	12月20日	近運自二公示第	32	号
改正	平成30年	4月18日	近運自二公示第	3	号
改正	令和 元年	10月 7日	近運自二公示第	23	号
改正	令和 5年	10月31日	近運自二公示第	36	号

公示

法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可及び事業計画の変更、譲渡譲受、合併、分割又は相続、運送約款の認可等の申請について、平成14年2月1日からの改正道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和5年10月31日

近畿運輸局長　日 笠 弥 三 郎

記

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）
 - (1) 営業区域

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が別表に定める営業区域を単位とするものであること。

ただし、別表に定めのない営業区域については、原則として、市郡単位として設定されているものであること。

- ② 営業区域に営業所を設置するものであること。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。

なお、複数の営業区域を有するものにあっては、それぞれの営業区域内にあること。

- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域において、別表に定める車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

なお、当該最低車両数については、一般的の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。

- ③ ①及び②について、別表に定めのない地域については、2両以上とする。また、これらの基準により難いものとして近畿運輸局長が認める地域については、1両以上5両未満の事業用自動車の配置をすることで足りるものとする。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設すること。

ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

- ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。

- ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。
ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。

- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。

- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。

なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従すること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき近畿運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有すること。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。
- ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(8) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ③ 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ④ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- (イ) 車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- (ロ) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- (ハ) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- (二) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- (木) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- (ト) その他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

- (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
- (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
- (ハ) ①(二)～(ト)に係る合計額

(10) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有すること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（リ）のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
- (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受

ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。) ではないこと。

- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。) ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。) ではないこと。
- (二) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- (ト) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- (チ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。) ではないこと。
- (リ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) 損害賠償能力

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(12) 適用

- ① 要介護者等の輸送サービスを行うことを条件とした事業については、別途定める審査基準によるものとする。
- ② 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ③ ②のうち、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車のみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(13) 申請時期等

① 申請時期

許可の申請は、隨時受け付けるものとする。

ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1. (12) ① 又は③により業務の範囲を限定する条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わない。

② 処分時期

原則として、隨時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 1. (1) ~ (9)・(11) ~ (13) ((12) ④を除く。) の定めるところに準じて審査することとする。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

 - (イ) 運転者の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初違反欄の適用がある場合に限る。）
 - (ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
 - ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特

別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超える190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

（イ）運転者の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初違反欄の適用がある場合に限る。）

（ロ）申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

（イ）運転者の道路交通法の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初違反欄の適用がある場合に限る。）

（ロ）申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を行っていること。

⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(3) 事業規模の拡大となる申請のうち、以下に掲げる地域に係る営業区域の拡大については、(1) のうち 1. (13) のみを適用し、(2) に定めるところに準じて審査することとする(1. (12) ②又は③により業務の範囲を限定する条件を付して許可した者を除く。)。ただし、(2) ⑤については自らの責に帰する重大事故のうち、特に社会的に影響の大きい事故を発生させた場合に限り適用するものとする。

① 泉佐野市、田尻町、泉南市のうち関西国際空港の区域に営業区域を拡大する事業計画変更認可にあっては、別表に定める大阪市域交通圏、河南交通圏、河南B交通圏及び和歌山市域交通圏のうち、いずれかの営業区域内に営業所を有するものとし、少なくとも以下の条件を付すこととする。

(イ) 関西国際空港を発地とする旅客の輸送に限る。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

(1) 事業を譲り受けようとする者について、1. (1) ~ (13) の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1. (10) は2. (2) とする。）に準じて審査することとする。ただし、1. (13) ①ただし書きは適用しない。

(2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。

ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年1月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項）

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1. (1) ~ (13) の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1. (10) は2. (2) とする。）に準じて審査することとする。ただし、1. (13) ①ただし書きは適用しない。

(2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1. (4) の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。

(3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。

(4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。

① 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）

② 分割会社の50%を超える出資による子会社

5. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

7. 許可又は認可に付した条件の変更等（法第86条第1項）

- (1) 上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査することとする。
- (2) 許可にあたっては、許可後6ヶ月以内に事業を開始する旨の条件を付すこととする。
- (3) 上記1.(12)(①及び③に限る。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わない。

8. 拙証等

申請内容について、客観的な拙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含む。
3. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」の細部取扱についての定めによるものとする。

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成16年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成16年11月8日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成17年2月21日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年3月30日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成19年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管

理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年3月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成30年4月18日以降から適用する。

附 則

1. この公示は、令和元年10月7日以降から適用する。

附 則

1. この公示は、令和5年10月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別 表

営業区域 及び 最低車両数

大 阪 府

1. 大阪市域 交通圏 10両
大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。）及び池田市・伊丹市のうち大阪国際空港の区域
2. 北摂 交通圏 5両
池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡及び豊中市・伊丹市のうち大阪国際空港の区域
3. 河北 交通圏 5両
枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市及び大東市
4. 河南 交通圏 5両
松原市、藤井寺市、柏原市及び羽曳野市
5. 河南B 交通圏 5両
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域に限る。）及び南河内郡
6. 泉州 交通圏 5両
泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉州郡及び泉州郡

京 都 府

1. 京都市域 交通圏 10両
京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
2. 中部 交通圏 5両
亀岡市、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）、南丹市及び船井郡
3. 中丹 交通圏 5両
福知山市、舞鶴市及び綾部市
4. 丹後 交通圏 5両
宮津市、京丹後市及び与謝郡

兵 庫 県

1. 神戸市域 交通圏 10両
神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、川辺郡及び池田市・豊中市のうち大阪国際空港の区域
2. 姫路・西播磨 交通圏 5両
姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、神崎郡、佐用郡、揖保郡及び赤穂郡
3. 東播磨 交通圏 5両
加古川市、高砂市、加西市、小野市、三木市、三田市、西脇市、加東市、加古郡及び多可郡
4. 丹波 交通圏 5両
篠山市及び丹波市
5. 但馬 交通圏 5両
豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡
6. 淡路島 交通圏 5両
洲本市、南あわじ市及び淡路市

奈 良 県

1. 奈良市域 交通圏 5両
奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域を除く。）
2. 生駒 交通圏 5両
生駒市、大和郡山市及び生駒郡
3. 西大和 交通圏 5両
香芝市、葛城市、北葛城郡及び磯城郡
4. 山の辺 交通圏 5両
天理市、桜井市、奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域に限る。）及び山辺郡
5. 中部 交通圏 5両
大和高田市、橿原市及び高市郡
6. 金剛 交通圏 5両
御所市及び五條市
7. 大台 交通圏 5両
宇陀市、宇陀郡及び吉野郡

滋 賀 県

- | | |
|--|----|
| 1. 大津市域 交通圏 | 5両 |
| 大津市 | |
| 2. 湖南 交通圏 | 5両 |
| 草津市、守山市、栗東市及び野洲市 | |
| 3. 中部 交通圏 | 5両 |
| 近江八幡市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域を除く。）及び蒲生郡 | |
| 4. 湖東 交通圏 | 5両 |
| 彦根市、東近江市（ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域に限る。）、愛知郡及び犬上郡 | |
| 5. 湖西 交通圏 | 5両 |
| 高島市 | |
| 6. 湖北 交通圏 | 5両 |
| 長浜市及び米原市 | |
| 7. 甲賀 交通圏 | 5両 |
| 甲賀市及び湖南市 | |

和 歌 山 県

- | | |
|---|----|
| 1. 和歌山市域 交通圏 | 5両 |
| 和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡及び伊都郡かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。） | |
| 2. 橋本 交通圏 | 5両 |
| 橋本市及び伊都郡（九度山町、高野町及びかつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。）） | |
| 3. 中紀 交通圏 | 5両 |
| 有田市、御坊市、有田郡及び日高郡（由良町、日高町、美浜町、印南町及び日高川町） | |
| 4. 紀南 交通圏 | 5両 |
| 田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡 | |

・上記の営業区域及び最低車両数については、平成19年7月31日現在の行政区画を適用する。